

北鯨城会会則

第1条(名称)

本会は、北鯨城会と称する。

第2条(事務所)

本会の事務所は、会長宅に置く。

第3条(目的)

本会の目的は、会員相互の自己啓発、互助、親睦並びに地域社会への積極的貢献を図るものとする。

第4条(構成)

本会は、名古屋市北区に在住する鯨城学園卒業者で北鯨城会会員をもって構成する。

第5条(事業)

第3条の目的達成のため下記の事業を行う。

- (1)自己啓発のための各種クラブ活動の推進
- (2)「趣味の作品展」をはじめ各種展示会への出展
- (3)各種ボランティア活動の推進
- (4)地域住民との積極的交流
- (5)会報「北鯨城会だより」の発行
- (6)その他目的達成のために必要な事業

第6条(役員・ブロック長・幹事)

本会に次の役員、ブロック長・幹事を細則に定める基準により選出する。

会長1名、副会長4名、会計2名、会計監査2名、顧問若干名、ブロック長(1名)、幹事(細則に定める人員)

第7条(役員・ブロック長・幹事の任期)

- (1)役員・ブロック長・幹事の任期は1年とし、再任は妨げない。
- (2)顧問は前会長に委嘱し任期は1年とし、再任は妨げない。

第8条(役員・ブロック長・幹事の職務)

- (1)会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2)副会長は特定の任務のほか会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
- (3)会計は会の会計事務全般を担当する。
- (4)会計監査は会の会計を監査する。
- (5)ブロック長は会員との連絡調整に当たり、会員相互の自己啓発、親睦並びに地域社会への積極的貢献に関する運営の事務を処理する。
- (6)幹事は所属する学区内の会員の掌握をする。
- (7)幹事は総務、広報、行事、社会奉仕活動委員会のいずれかに所属し、細則第2条に定める役割の任に当たる。
- (8)顧問・会長は全ての委員会に所属する。副会長は担当する委員会の委員長を務める。

第9条(幹事会・クラブ代表者会)

- (1)幹事会は原則として月1回開催する。
- (2)クラブ代表者会は必要に応じて会長が招集する。

第10条(小委員会の設置)

特定事項に関し会長は臨時に小委員会を設け、審議を委託することができる。

第11条(会計)

- (1)本会の会計は、入会金・年会費・助成金・広告費・寄付金並びにその他の収入をもって充てる。
入会金 1,000 円、年会費 2,000 円とし、総会時まで納付する事とする。
ご夫婦の年会費は、併せて 3,000 円とする。一旦徴収した入会金・年会費は返還しない。
- (2)年会費 2,000 円のうち、300 円を鯨城会へ納付する。休会扱いとした会員の、年会費は徴収しない。
途中入会の年会費は、前半6か月の間は 2,000 円とし、後半 6 か月の入会は半額の 1,000 円とする。
- (3)休会者の再入会については、新たに入会金を徴収することはない。
但し休会期間の認定は、各ブロック長の判断により最長2年とする。
それ以降は退会者とし、退会者の再入会については、新たに入会金を徴収する。

第 12 条 (創立記念日・長寿祝い)

- (1)平成2年(1990年)6月11日を創立記念日とし、周年記念行事はこの年を基準とする。
周年記念行事は、5年毎の開催とする。
- (2)周年記念行事に関する費用については、準備金として毎年積立てる事とする。
金額については、年度予算内において都度決定する。
- (3)長寿祝いは毎年総会時に米寿対象者に対し、お祝いの記念品を贈呈する。

第 13 条 (鯨城会関連)

- (1)鯨城会の代議員は北鯨城会の会長が兼務する。
- (2)鯨城会の幹事は鯨城会前任者の推薦により選出する。
- (3)その他鯨城会に関する事項は鯨城会の会則並びに細則に準拠するものとする。

第 14 条 (事業年度)

本会の事業年度は毎年4月1日から始まり翌年3月 31 日迄とする。

第 15 条 (会則の改正)

本会の会則改正は総会の承認を必要とする。

第 16 条 (総会)

総会は会長が招集し、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

- (1)総会は会員の過半数の出席をもって成立し、採決可否同数の場合議長がこれを決める。
- (2)総会の議決事項は前年度の事業報告、会計報告および本年度の執行体制、事業計画、予算承認並びにそれに準ずる事項とする。

付則 本会則は令和6年4月1日から施行する。

会則制定・改正履歴

| | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| 制定:平成2年6月 11日 | 改正:平成8年6月1日 | 改正:平成 14 年4月 20 日 |
| 改正:平成 17 年4月 13 日 | 改正:平成 19 年4月 12 日 | 改正:平成 21 年4月8日 |
| 改正:平成 22 年4月8日 | 改正:平成 23 年4月 19 日 | 改正:平成 24 年4月 18 日 |
| 改正:平成 26 年4月 15 日 | 改正:平成 30 年4月 12 日 | 改正:令和4年 5 月 17 日 |
| 改正:令和6年4月1日 | 11 条、12 条 | |